

## FAQ（令和4年度長崎県離職者雇用促進助成金について）

## （１）対象労働者

	設問	回答
①	「新型コロナウイルス感染症の影響により離職した」ことをどのように確認するのか。	対象労働者への聞き取りによりご判断していただくこととしており、下記のような理由により離職していれば該当となります。なお、「事業主及び対象者に係る報告書（別記様式第2号）」において、対象労働者の署名により確認いただくこととしております。 <b>【離職理由】</b> ・事業所の倒産・廃止 ・事業主からの働きかけによる解雇・退職勧奨 ・雇止め ・事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 など (例：賃金の未払いや賃金の低下、勤務時間の大幅な減少 など)
②	県外の企業に勤めていて離職したことにより長崎県に戻ってきた人を雇用した場合も対象になるのか。	前職の勤務地に条件はないため、対象となります。
③	助成金の募集が始まる前に雇用したが対象となるのか。	令和3年12月1日から令和4年11月30日までに雇用された方が対象となります。
④	令和3年3月に離職した人を雇用した場合は対象となるのか。	令和3年4月1日以降に離職した方が対象となりますので、対象となりません。
⑤	個人事業主の方で新型コロナウイルス感染症の影響により廃業した人を雇用した場合は対象となるのか。	令和3年4月1日以降に廃業し、失業していれば対象となります。
⑥	雇用保険に加入していないが対象となるのか。	雇用保険に加入していることが条件となります。なお、雇用保険法により、下記①及び②を満たす者は雇用保険の加入が義務付けられておりますので、必ず加入するようにしてください。 ①31日以上雇用されることが見込まれる者 ②1週間の所定労働時間が20時間以上の者
⑦	前回の募集分も申請しているが、今回も申請可能か	今回の助成金の対象となる方を新たに雇用されていれば可能です。

## （２）対象事業主

	設問	回答
①	本社が東京（県外）であっても、補助金の対象となるのか。	本社が東京（県外）であっても、長崎県内に事業所（支店等）を有しており、採用した方が長崎県内の事業所で就労していれば対象となります。ただし、中小企業事業主等（（２）-②）に限ります。

②	助成金は、企業の規模に関係なく申請することができるのか。	資本金の額や常時使用する労働者の数が一定の要件を下回る中小企業等または医療法人、社会福祉法人等が対象となります。詳しくは、ホームページ掲載の対象事業主一覧をご確認ください。
③	複数の事業所を営業しているが、営業所単位で申請してよいか。	営業所単位での申請は可能です。ただし、1事業主あたり2人までとさせていただきます。

### (3) 雇用期間

	設問	回答
①	無期雇用を予定しているが、最初の数ヶ月間は試用期間となっている場合はどちらの対象となるのか。	雇用契約上で、試用期間後に雇用期間の定めがない雇用をすることが確認できれば無期雇用の助成額での申請となります。
②	当初有期雇用で雇用契約を結んでいたが、会社及び本人が正社員化を希望したので、2ヶ月目から無期雇用となった。その場合の取り扱いはどうなるのか。	当初の有期雇用時、変更後の無期雇用時の雇用契約書を添付していただき、直近3か月時の雇用形態に応じて支給します。
③	有期雇用の「契約更新の可能性があること」はどのように確認するのか。	申請時に添付する労働条件通知書や雇用契約書等に、「契約更新の可能性がある又は自動更新される」旨の記載があることが条件となります。

### (4) 申請方法

	設問	回答
①	申請期限と実績報告期限の違いは。	対象者を雇入れ後、まず申請をしていただき、その後3ヶ月の雇用継続を確認後に実績報告することが可能となります。 申請をしていなければ、助成金の交付を受けることができませんので、必ず申請してください。
②	申請の後に県から何か送られてくるのか。	申請書類を確認して、問題がなければ県から交付決定通知書を送付いたします。
③	対象者が令和3年4月1日以降に離職したことが分かる資料はどのようなものがあるか。	対象者本人に「離職票」や「雇用保険受給資格者証」を持っていないか確認し、持っていればその写し、持っていなければ採用の際に提出された「履歴書」の写しをご提出ください。
④	1事業主あたり2人までとあるが、無期雇用及び有期雇用を合わせて2人までとなるのか。	無期雇用及び有期雇用を合わせて2人までとなります。
⑤	長崎県税の納税証明書（未納がない証明）はどこでもらえるのか。	長崎県の各振興局の税務部に申請を行うことで発行されます。 詳しくはこちらをご覧ください。 <a href="#">県ホームページ</a>
⑥	雇用保険適用事業所番号がわかる書類とは何があるのか。	雇用保険被保険者資格取得確認通知書など雇用保険適用事業所番号が記載されているものであれば指定はありません。

### (5) 請求方法

	設問	回答
①	実績報告書を提出してからどのくらいで入金されるのか。	書類に不備等なければ、提出いただいてから1ヶ月程度で入金いたします。
②	実績報告可能日前に対象者が離職してしまった場合はどうするのか。	助成金の対象外となりますので、取り下げの事務処理を行う必要がありますので、離職が分かりましたらご連絡ください。
③	出勤状況及び賃金額を確認できる書類は何を提出すればよいか。	○出勤状況 ・出勤簿 ・タイムカードの記録 など ○賃金額 ・賃金台帳 ・給与明細 など

#### (6) その他

	設問	回答
①	不支給の要件として、その他国又は地方公共団体で実施する雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等はあるのか。	「新規雇用した労働者の人件費」を助成対象とするものを受けている場合が該当いたします。 例えば、県が実施しているもので ①特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 ②長崎県産業雇用創出チャレンジ支援事業 などがあります。 国や市町なども多くの助成金がありますので、該当するかどうか分からない場合はご連絡ください。
②	雇用調整助成金を受給しているが、申請することは可能か。	雇用調整助成金を申請している場合も申請することができます。ただし、雇用調整助成金で申請している休業手当については助成の対象外となりますので、休業手当を除いた額で算出していただくことになります。
③	トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）を活用して雇用した労働者は対象となるか。	新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコースの対象となる試行雇用終了後に、当助成金の対象となる無期または有期雇用契約により雇用した場合は対象となります。 その場合は新たに契約した雇用日から3か月間継続して雇用していることが要件となります。 なお、新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース以外のトライアル雇用助成金は対象外となります。
④	県に助成金を申請した後に国（長崎労働局）から特定求職者雇用開発助成金の案内が届いたが、申請することは可能か。	特定求職者雇用開発助成金については、令和4年度離職者雇用促進助成金と対象期間が重複する第1期分は申請することができませんが、第2期分以降は申請することができます。 詳しくは、長崎労働局にお問合せください。

⑤	1回目に1人の申請をしており、対象労働者を再度雇ったため、申請したいが、納税証明書の原本提出は必要か。	1回目の申請時に提出した納税証明書の証明日が申請日の3か月以内であれば写しでの提出は可能とします。 なお、写しが手元にない場合は雇用労働政策課にご連絡ください。
---	---	---